

鳥取県告示第519号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成24年7月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
八頭郡八頭町明辺字梵字23の13から23の15まで
- 2 保安林として指定された目的
雪崩^{なだれ}の危険の防止
- 3 解除の理由
道路用地とするため